平成２４年（フ）第１５９号
長崎県長崎市古川町５番19号　第２古田ビル３階
債務者　田崎　　徹
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
長崎県長崎市布巻町165番地１
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷549番地２
債務者　磯　　和代
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
長崎県壱岐市勝本町東触1680番地
債務者　斉藤恵美子（旧姓萱嶋）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第９２号
福島市御山字仲ノ町31番地の２　シオン101号室、従前の住所福島市飯坂町湯野字暮坪前４番地の16
債務者　江川　知明
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１５４号
茨城県稲敷郡美浦村大字受領2097番地10
債務者　坂尾　礼三
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５５号
茨城県稲敷郡美浦村大字受領2097番地10
債務者　坂尾　二惠
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６５号
茨城県土浦市手野町2099番地
債務者　大塚　一美
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第８１号
富山県射水市大門本江599番地
債務者　橋本　英明
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１１７２号
愛知県北名古屋市久地野65番地１　コーポわかば３号
債務者　長島　勝司
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７３号
兵庫県姫路市御国野町御着246番地１　ギャラクシーホーヨー803号、従前の住所兵庫県姫路市御国野町国分寺238番地19
債務者　中村　宜幸
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５４号
広島県廿日市市友田24番地605
債務者　西川　信子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３３号
広島市中区舟入南３丁目16番１―204号　県営アパート
債務者　松井　佳子（旧姓山土）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１号
香川県丸亀市飯山町東坂元1317番地６
債務者　林　　秀子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第７８号
香川県仲多度郡琴平町下櫛梨1042番地１　フジハイツ２Ｆ東Ｄ
債務者　清水　和義
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第８６号
香川県綾歌郡宇多津町231番地　県営住宅27―401
債務者　洲崎　香苗
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第８８号
香川県仲多度郡多度津町大字南鴨31番地３
債務者　栗本未佳子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２０５号
福岡県久留米市大善寺大橋１丁目10番12号
債務者　塚嵜　律子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部